



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*13 和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則 (企業立地課)..... 1

○ 告示

- 253 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 254 生活保護法による指定介護機関の変更 (福祉保健総務課)..... 2
- 255 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")..... 2
- 256 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")..... 2
- 257 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 3
- 258 生活保護法による介護機関の指定 (")..... 3
- 259 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 3
- 260 国民健康保険法による和歌山県医師国民健康保険組合の規約の変更の認可 (健康推進課)..... 4
- 261 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 262 道路の供用開始 (")..... 4
- 263 道路の区域変更 (")..... 5
- 264 道路の供用開始 (")..... 5
- 265 都市計画事業の認可 (道路建設課)..... 5

○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)..... 6
- " (")..... 6

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県企業立地促進資金貸付規則(昭和63年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成14年総務省告示第139号」を「平成25年総務省告示第405号」に改め、同条第2号クを次のように改める。

ク 広告業

第2条第2号中ソ及びタを削り、同条第10号中「貸付を」を「貸付けを」に改める。

第5条中「うえ」を「上」に改める。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第253号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年4月21日まで縦覧に供する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年2月19日

2 名称

特定非営利活動法人地域再生ネットワーク

3 代表者の氏名

原和男

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野2787番地

5 定款に記載された目的

都市であれ地方であれ、その地に暮らす者が、それぞれの地域の誇りを再燃させ、地域同士が絆を深め、持続可能な社会の確立が図られることをもって目的とする。

和歌山県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社ウエダ薬局	海南市船尾263番地の5	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	居宅療養管理指導・予防居宅療養管理指導	指定事業所の名称	スマイル温山荘前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	平成25.10.21

和歌山県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ウエダ薬局	海南市船尾263番地の5	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	居宅療養管理指導・予防居宅療養管理指導	平成25.11.15

和歌山県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有柔 33-4	吉井義郎	吉井鍼灸整骨院	有田郡有田川町庄287-1	平成 14.10.23

和歌山県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 68-25	株式会社くまの薬局明洋店	田辺市明洋1-19-18	平成 26.3.1

和歌山県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	居宅療養管理指導 ・予防居宅療養管理指導	平成 25.11.16

和歌山県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩あ 6-25	井上隆史	憩いマッサージ	岩出市金屋123-1	平成 26.2.13

和歌山県告示第260号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27号第2項の規定により、次のとおり和歌山県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更事項
組合員の範囲
- 2 変更内容

組合員は、第4条の地区内に住所を有する者で、和歌山県の区域内において医療及び福祉の事業又は業務に従事する和歌山県医師会員及び組合職員とし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者となった組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く組合員及び組合職員を第一種組合員、後期高齢者の組合員を第二種組合員とする。

- 3 認可年月日
平成26年2月25日

和歌山県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内	旧	6.60 } 20.70	110.30	
同上	新	6.60 } 38.70	90.00	

和歌山県告示第262号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内

供用開始の期日 平成26年3月11日

和歌山県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字サジヤ洞570番4地内	旧	13.70 } 30.75	77.30	
同上	新	18.10 } 30.75	77.50	

和歌山県告示第264号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字サジヤ洞570番4地内

供用開始の期日 平成26年3月11日

和歌山県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第4項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画道路 1・4・1号 一般国道42号湯浅御坊道路
湯浅都市計画道路 1・4・1号 一般国道42号湯浅御坊道路
吉備都市計画道路 1・4・2号 一般国道42号湯浅御坊道路
- 3 事業施行期間
平成26年3月11日から平成33年12月31日まで

4 事業地

収用の部分

和歌山県御坊市野口字大谷口、字西高畑ヶ、字野尻、字箱屋、字土用、字水落及び字大辻地内

和歌山県日高郡日高川町大字小熊字外川原、字岡ノ段、字池田谷、字弥谷、字木曾平、字木曾、字牛谷、字光入、字氏神、字平松、字別所谷、字芝、字東元、字西元及び字龍之谷、大字土生字下ノ谷及び字打谷、大字千津川字東見川南谷、字小南谷及び字東見川北谷並びに大字中津川字高岸、字東岸、字山之神及び字猪之谷地内

和歌山県有田郡広川町大字上津木字柳渕、字北垣内及び字夏明、大字前田字露谷、字地主、字宮前及び字中久馬、大字河瀬字横縄手、字五明及び字畑垣内、大字井関字新開、字奥垣内、字門脇、字宮ノ前、字北垣内、字先開及び字津兼、大字殿字井ノ原及び字十郎並びに大字柳瀬字南谷、字高尾、字石切谷、字水ヶ谷、字狐谷及び字寺谷地内

和歌山県有田郡湯浅町大字山田字畑ノ前、字新替、字段及び字大谷地内

和歌山県有田郡有田川町大字熊井字楠部、字正貝谷、字永貝谷、字伊丹及び字見上、大字奥字大谷及び字出合、大字土生字比丘尼谷、大字水尻字堂ヶ谷、字池之芝、字八代ノ坪及び字辻は田並びに大字天満字土生西町、字夙浦町及び字弁上町地内

使用の部分

和歌山県日高郡日高川町大字土生字打谷及び字迎谷、大字千津川字東見川南谷並びに大字中津川字猪之谷及び字東岸地内

和歌山県有田郡広川町大字上津木字坂垣内、字柳渕、字夏明、字日裏及び字瀧通、大字下津木字寺柚谷及び字清水崎、大字前田字露谷、大字河瀬字畑垣内、大字井関字白井原、字新開及び字津兼並びに大字柳瀬字井ノ原、字南谷及び字寺谷地内

和歌山県有田郡湯浅町大字山田字畑ノ前地内

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成26年2月27日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成26年3月13日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成26年2月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成26年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成26年3月11日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。